

平成21年度（下半期） 中小企業金融のしおり

融資の申込資格

県内に事業所を有する中小企業者（個人、会社、組合等）で次の条件を備えている方が利用できます。

1 中小企業者の範囲（資本金又は従業員のどちらかの要件を満たしていること）

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 (運送業・建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 (飲 食 業 を 含 む)	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

政令指定業種

ゴ ム 製 品 製 造 業 (一 部 を 除 く)	3億円以下	900人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下
ソ フ ト ウ ェ ア ・ 情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下

- 2 融資申込日現在において、県内で事業を行っていること。（許認可等を要する業種は、原則としてこれを受けていることが必要です。）
- 3 和歌山県信用保証協会の保証対象業種であること。（農業・林業（一部を除く。）、漁業、金融業・保険業（一部を除く。）、サービス業の一部などは対象となりません。）
- 4 県税等（国税や市町村税を含む。）の滞納がないこと。
- 5 和歌山県信用保証協会の保証を付けること（一部資金を除く。）。

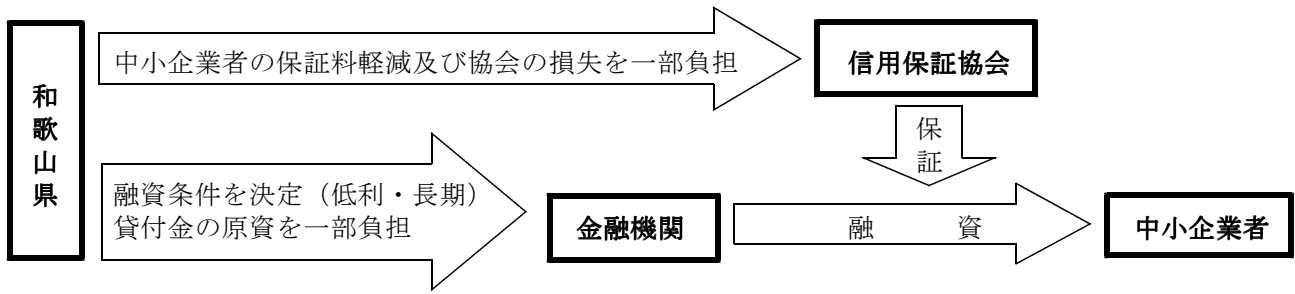
保証対象とならない場合は、次のようなときです。

- ①銀行取引停止処分を受けている方（第1回不渡りを出して6か月を経過していない方を含む。）
- ②協会の代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方（ただし、求償権消滅保証の要件に該当する場合を除く。）
- ③破産・民事再生・会社更生等法的手続開始の申立中及びそれらの適用を受けている方（ただし、事業再生保証制度の要件に該当する場合を除く。）
- ④協会の保証付融資について延滞等債務不履行がある方

※保証協会ご利用の場合は、裏面を参考にしてください。

県の融資制度の仕組み

県内中小企業者の皆様の経営安定等のために必要な事業資金の調達を円滑化するために実施



制度の概要 ～こんなときにご利用ください（事業資金の用途別）

事業所や機械を新しくする設備資金が必要
 原材料の仕入や給料支払等の運転資金が必要
 福利厚生施設や組合共同施設を整備する設備資金や運転資金が必要
 環境保全のための施設を整備するために設備資金が必要
 事業用施設のアスベスト除去等の資金が必要

①振興対策資金
 一般枠
 組合枠
 環境枠

短期の決済資金が必要
 短期の決済資金が必要だが譲渡できる流動資産がある

②短期決済資金
 一般枠
 流動資産枠

営んでいる業種が県が指定した不況業種である
 経済情勢の悪化で売上や粗利が減少した、または、未収債権が発生した
 特定中小企業者（セーフティネット保証）の市町村長の認定を受けた

③経営支援資金
 一般枠
 セーフティ枠

設備資金や運転資金を必要とするが
 小規模企業者（従業員20人以下（商業、サービス業は5人以下））である
 または、小企業者（従業員9人以下（商業、サービス業は4人以下））である
 無担保、無保証で資金を調達したい

④小企業応援資金
 一般枠
 組合枠
 小口枠
 特小枠

新規開業したいので開業資金が必要
 一度事業を廃業したが、再度、新規開業したいので開業資金が必要

⑤新規開業資金
 創業枠
 再挑戦枠

月々の返済負担を少しでも軽減したい
 再生支援協議会の支援を受けて再生に取り組むために資金が必要

⑥資金繰り安定資金
 借換枠
 緊急対策枠
 再生枠

中小企業新事業活動促進法に基づく認定を受けて事業を実施する
 新規雇用をした（する）ので施設を整備する資金が必要
 ISOの認証を取得したい

⑦成長サポート資金
 一般枠
 認証枠

地震等により災害を受けたので復旧する資金が必要

⑧災害復旧対策資金

(注) 「責任共有制度対象外」の保証を利用する場合は、信用保証料率はこれに対応したものとなり、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります。

資金	枠	融資対象	資金用途	融資限度額	融資利率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償還方法(据置期間)	保証人・担保	受付機関(申込先)
① 振興対策資金	一般	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2. 融資申込日現在において県内で事業を行っている方	設備資金 運転資金	5,000万円 5,000万円	金融機関所定(ただし、上限年3.30%(注)、固定金利)	必要【責任共有制度】保証協会の所定の条件による(ただし、組合枠は必要に応じて「要」)	設備資金 10年以内(建物取得は15年以内) 運転資金 7年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	取扱金融機関 ただし、組合枠は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫
	組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合 1億円 組合員 5,000万円	年2.10%(注)以内(ただし、環境枠のアスベスト関連施設の場合年1.20%(注)以内)					
	環境	和歌山県振興対策資金(環境枠)借入申込に係る対象施設等認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方	環境保全施設整備等に必要の設備資金 運転資金 (運転資金はアスベスト関連施設に限る)	5,000万円						
② 短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	運転資金	2,000万円	年1.70%(注)以内	必要【責任共有制度】保証協会の所定の条件による	1年以内	一括償還 又は 割賦償還 (据置なし)	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	取扱金融機関
	流動資産	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方 2. 流動資産(売掛債権又は棚卸資産)を保有し、それを担保提供できる方(ただし、棚卸資産は法人に限る)	運転資金(当該資金(根保証)を継続利用するための既往借入金の返済資金を含む)	2,000万円	年1.50%以内	年0.55%【責任共有制度(部分保証)】				
③ 経営支援資金	一般	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. (財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別精算開始の申立て(以下「破産等の申立」という。)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という。)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 (ア)倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という。)を有する方 (イ)倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	運転資金	3,000万円	年1.50%(注)以内	必要【責任共有制度】保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	取扱金融機関
	セーフティ	中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方		5,000万円	第1~6号 年1.30%以内 第7・8号 年1.50%以内	第1~6号年0.70%【責任共有制度対象外】 第7・8号年0.55%【責任共有制度】	10年以内	割賦償還 据置 1年以内 但し5号2年以内		
④ 小企業応援資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者(右ページ下の欄外※を参照)	設備資金	2,000万円	年1.50%(注)以内	必要【責任共有制度】保証協会の所定の条件による(ただし、組合枠は必要に応じて「要」)	7年以内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	取扱金融機関 ただし、組合枠は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫
	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小企業者(右ページ下の欄外※を参照)	運転資金	2,000万円						
	組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合員 5,000万円						

取扱金融機関 下記金融機関で取り扱っています。
 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 きのくに信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合
 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 紀北川上農業協同組合 ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合
 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合
 * 振興対策資金の組合枠及び小企業応援資金の組合枠については取扱金融機関は商工組合中央金庫となります。

資金	枠	融 資 対 象	資 金 使 途	融資限度額	融資利率	信用保証及び 信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人 ・担保	受付機関 (申込先)
④ 小企業応援資金	小口	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者 (下の欄外※を参照)	設備資金 運転資金	協会保証付の借入金残高と併せて 1, 250万円	年1.30% 以内	必 要 【責任共有制度対象外】 保証協会の所定の 条件による	7年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関
	特 小	次のいずれにも該当する方 1. 小規模企業者の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 (ア) 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税) (イ) 事業税 (ウ) 県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務(特別小口を除く。)がない方		中小企業信用保険 法第3条の3第1 項に規定する額 新: 1, 250万円		年0.70% 【責任共有制度対象外】	6年以内		不要	
⑤ 新規開業資金	創 業	独立して創業しようとする方(開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方 ただし、県内に居住し、かつ、県内で新規に事業を開始しようとする創業者に限る。 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社 5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社	設備資金 運転資金	1から4の場合 2, 500万円 1・3については 1, 000万円超 の場合、超過部 分の自己資金相 当額が必要	年1.90% 以内	年0.70% 【責任共有制度対象外】	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	割賦償還 据置 1年以内 設備 6か月以内 運転	不要 ただし、会社 代表者は連帯 保証人としま す。	取扱金融機関
	再 挑 戦	過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験有して新たな創業しようとする方 (開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方 ただし、県内に居住し、かつ、県内で新規に事業を開始しようとする創業者に限る。 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社		5・6の場合 1, 500万円	年1.80% 以内					
⑥ 資金繰り 安定資金	借 換	次のいずれにも該当する方 1. 融資申込時において、和歌山県中小企業融資制度(和歌山県信用保証協会の保証付)に係る借入金残高のある方で既往借入金(短期決済資金、元気わかやま資金、資金繰り安定資金及び平成21年度の県制度融資借入金は除く。)を返済しようとする方 2. 本制度を利用することにより、月々の返済負担を軽減することができる方 3. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での 完済が十分見込まれる方	返済資金 (県制度融資の残高と 同額以内の県制度融資 以外の協会保証付 融資の残高を含む) 運転資金	8, 000万円	年2.40%(注) 以内 (借換枠の返済 資金に県制度融 資以外の協会保 証付融資の残高 を含む場合は年 2.90%(注)以内)	必 要 【責任共有制度】 保証協会の所定の 条件による	8年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関 ただし、再生枠 は商工振興課
	緊 急 対 策	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方 2. 融資申込時において、和歌山県中小企業融資制度に係る借入金残高のある方で既往借入金(短期決済資金、 平成21年度の県制度融資借入金及び原則として責任共有制度対象資金は除く。)を返済しようとする方 3. 本制度を利用することにより、月々の返済負担を軽減することができる方 4. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での 完済が十分見込まれる方	返済資金 (県制度融資の残高と その2倍以内の県制度 融資以外の協会保証 付融資の残高を含む) 運転資金	8, 000万円	年2.20% 以内 (緊急対策枠の 返済資金に県制 度融資以外の協 会保証付融資の 残高を含む場合 は年2.70%以内)	年0.60% 【責任共有制度対象外】	10年以内			
	再 生	和歌山県再生支援協議会による支援決定により、再生計画書を策定し、それに基づいて事業再生を実施する方	設備資金 運転資金	1億円	年2.40% 以内(注)	必 要 【責任共有制度】 保証協会の所定の 条件による	割賦償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内			
⑦ 成長サポ ート資金	一 般	次のいずれかに該当する方 1. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って 経営革新のための事業を実施する方 2. 常用労働者(ただし、新卒者で、雇用保険の被保険者資格取得者に限る。)を3人以上 雇用し、それに伴い設備資金(設備資金の利用に伴う運転資金を含む。)を必要とする方(ただし、雇用する 予定の方(2か月以内に雇用する見込みの方)を含む。) 3. 廃止前の中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画を作成し、知 事の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 4. 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該 計画に従って事業を実施する方	設備資金	5, 000万円	年1.80%(注) 以内	必 要 【責任共有制度】 保証協会の所定 の条件による	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	割賦償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	商工振興課 又は 振興局 企画産業課
	認 証	次のいずれかに該当する方 1. 国際標準化機構が制定した国際規格(ISO)の認証を取得するために設備の導入又は改修を行う方 2. 上記の認証を取得するための審査登録費用、コンサルタント費用等を必要とする方	設備資金 運転資金	2, 000万円 (うち運転資金は 1, 000万円以内)						
	⑧ 災害復 対策資金	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の適用については、その都度別途定める。								

※ 表中「小規模企業者」とは、従業員数20人以下(ただし、商業、サービス業は5人以下)の個人、法人をいいます。
※ 表中「小企業者」とは、従業員数9人以下(ただし、商業、サービス業は4人以下)の個人、法人をいいます。
※ 融資の申込先は、本表の受付機関になっていますが、その際、商工会議所又は商工会を経由して融資を申し込むことができます。
※ 信用保証料は保証協会所定の保証料率区分に応じて県が一定割合を負担しています。(最大0.7%を負担)

(注意)
融資制度は、平成21年10月1日現在のものです(金融情勢の変動により金利等を変更することがあります。)
また、この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額
については金融機関が、保証額については信用保証協会が資金使途、業績、実績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。
ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

中小企業金融のご相談は

- 和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局・・・〒 640-8585 和歌山市小松原通 1-1 (073) 441-2744(直通) 金融班
商工振興課
 " 海草振興局地域振興部・・・〒 640-8585 和歌山市小松原通 1-1 (073) 432-4111(代)
企画産業課
 " 那賀振興局地域振興部・・・〒 649-6223 岩出市高塚 209 (0736) 63-0100(代)
企画産業課
 " 伊都振興局地域振興部・・・〒 648-8541 橋本市市脇 4-5-8 (0736) 34-1700(代)
企画産業課
 " 有田振興局地域振興部・・・〒 643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 (0737) 63-4111(代)
企画産業課
 " 日高振興局地域振興部・・・〒 644-0011 御坊市湯川町財部 651 (0738) 22-3111(代)
企画産業課
 " 西牟婁振興局地域振興部・・・〒 646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 (0739) 22-1200(代)
企画産業課
 " 東牟婁振興局地域振興部・・・〒 647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 (0735) 22-8551(代)
企画産業課
- (財) わかやま産業振興財団 ……〒 640-8227 和歌山市西汀丁 2 6 番地 (073) 432-3412
(和歌山県経済センター 3 階)
- 政府系金融機関
 日本政策金融公庫和歌山支店・・・〒 640-8158 和歌山市十二番丁 5 8 番地 (073) 422-3151 (国民生活事業)
(旧国民生活金融公庫和歌山支店、旧中小企業金融公庫和歌山支店) (073) 431-9301 (中小企業事業)
- 日本政策金融公庫田辺支店 ……〒 646-0031 田辺市湊 1 6 6 6 の 8 (0739) 22-6120
(旧国民生活金融公庫田辺支店)
- 商工組合中央金庫和歌山支店・・・〒 640-8033 和歌山市本町 3 丁目 2 7 (073) 432-1281
- 商工団体
 和歌山県商工会議所連合会 ……〒 640-8567 和歌山市西汀丁 3 6 番地 (073) 422-1111
(和歌山商工会議所内)
- 和歌山県商工会連合会 ……〒 640-8152 和歌山市十番丁 1 9 番地 (073) 432-4661
(Wajima 十番丁 4 階)
- 和歌山県中小企業団体中央会 ……〒 640-8152 和歌山市十番丁 1 9 番地 (073) 431-0852
(Wajima 十番丁 4 階)

※ このほか、各市町村、和歌山県信用保証協会、商工会議所、商工会、取扱金融機関でも相談に応じています。

責任共有制度の導入について

平成 19 年 10 月 1 日より金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されました。この制度は信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入された制度です。制度の概要は下記のとおりです。

- 制度の概要**
1. 金融機関は「部分保証方式」、もしくは「負担金方式」のいずれかを選択
 2. 金融機関の負担割合は 2 割 (保証協会の保証割合が 100% から 80% へ変更)
- *なお、金融機関が選択する方式によって利用者の方に不利益が生じることはありません。

- 県制度における責任共有制度保証料率について**
1. 保証協会所定の保証料率については区分に応じて県が一定割合を負担しています。

数値は年率 (%) 上段：適用保証率 下段()：軽減率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小企業心援資金 (小口枠)	1.50 (▲0.70)	1.45 (▲0.55)	1.40 (▲0.40)	1.35 (▲0.25)	1.25 (▲0.10)	1.10 (-)	0.90 (-)	0.70 (-)	0.50 (-)
その他の資金	1.30 (▲0.60)	1.25 (▲0.50)	1.20 (▲0.35)	1.15 (▲0.20)	1.10 (▲0.05)	1.00 (-)	0.80 (-)	0.60 (-)	0.45 (-)

2. 保証料率が固定の制度については県が 0.3% (一部 0.2%) 負担を実施しています。

お問い合わせ先

和歌山県商工振興課 〒 640-8585 和歌山市小松原通り 1-1 県庁本館 2 階 (073) 441-2744(直通)
 和歌山県信用保証協会 〒 640-8158 和歌山市十二番丁 3 9 番地 (073) 423-2255

和歌山県信用保証協会について

「信用保証協会」は、信用保証協会法に基づき、内閣総理大臣と経済産業大臣から認可を受け設立された法人であり、中小企業者等が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務につき保証を実施することにより中小企業者等の金融の円滑化を図りその健全な発展に寄与することを目的としています。

【利用の方法】

中小企業者が取引金融機関に直接融資を申し込む金融機関経由保証と、信用保証協会に融資あつせんの申込みをするものがあります。(和歌山県等の制度融資については所定の取扱いによります。)

【業務の内容】

- 保証が受けられる資格
和歌山県内に住所・店舗・工場・事務所を有する中小企業者(ただし、農業・林業(一部を除く)、漁業・金融業・保険業(一部を除く)、サービス業の一部などは除外されます。)及びこれらの者が組織する組合
- 資金の使途
事業経営に必要な運転資金又は設備資金
- 主な保証限度額
普通保証の場合 : 個人、会社は2億円、組合は4億円
無担保保証の場合 : 8,000万円
特別小口保証(無担保無保証人)の場合 : 1,250万円
(国が定める特別保証は別枠で各制度ごとに限度が定められています。)
- 主な保証期間
普通保証の保証期間 : 運転資金は、原則として5年以内
設備資金は、原則として7年以内
制度保証については、それぞれの要綱等に定められている期間が限度となります。
- 返済方法
一括又は分割返済
- 保証人: 個人………原則不要(ただし、必要に応じ徴求する場合があります。)
会社・組合………原則代表者のみ(ただし、必要に応じ徴求する場合があります。)
担保: 8,000万円を超えるものについては原則担保が必要です。
なお、8,000万円以内でも必要に応じ担保を差し入れていただくことがあります。
- 保証料
ご負担いただくのは信用保証料だけです。責任共有制度の対象となる保証料率は原則年0.45%~1.9%、責任共有制度の対象外となる保証料率は原則年0.5%~2.2%となっており、中小企業者の経営状況や保証制度によって適用料率が決まります。

■セーフティネット保証(経営安定関連特別保証)とは

【制度の趣旨】

取引先の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図ることを目的としたもので通常とは別枠の保証限度額で保証を行う制度です。

【対象となる中小企業者】

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方。

中小企業信用保険法第2条第4項

- 第1号 大型倒産発生により影響(売掛金債権等を有する)を受ける中小企業者
- 第2号 取引先企業の事業活動の制限(リストア等)により影響(売上高等の減少)を受ける中小企業者
- 第3号 突発的災害(事故等)により影響(売上高等の減少)を受ける中小企業者
- 第4号 突発的災害(自然災害等)により影響(売上高等の減少)を受ける中小企業者
- 第5号 業況の悪化している業種に属することにより影響(売上高等の減少)を受ける中小企業者
- 第6号 取引金融機関の破綻により影響(金融取引の支障)を受ける中小企業者
- 第7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者
- 第8号 整理回収機構等に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち再生可能性があると判断される者

【制度の概要】

(一般保証で利用できる通常の保証限度額)

普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内

プラス

(セーフティネット保証で利用できる別枠の保証限度額)

普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内

なお、詳細についてのお問い合わせ先は、

和歌山県信用保証協会

本所・・・〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 (073) 423-2255
田辺支所・・・〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24番15号 (0739) 22-4666